Samantha Thavasa GOLF ACADEMY 会員規約

第1条(総則)

本規約は、株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド (以下「当社」といいます) が運営するサマンサタバサゴルフアカデミー (以下「本会」といいます) に関し、会員の入退会や利用 条件等について定めるものとします。

第2条(目 的)

本会は、ゴルフの技術向上を最大の目的とし、マナーとルールを遵守し、ゴルフスクールを通 じてゴルフの楽しさを多くの人に伝え、新しいゴルフの価値を創造し、広めることを目的とし ます。

第3条(入会資格)

- (1) 本会の入会資格は、次の各号全てに該当する方とします。
- ①本規約の各事項を理解し、遵守することに同意する方。
- ②マナー、エチケットを守り、ゴルフを通じて知り合った仲間との触れ合いを大切にする方。
- ③ゴルフプレーに適した服装、身だしなみを心掛けていただける方
- ④刺青をしていない方
- ⑤暴力団関係者、その他反社会的組織関係者及びこれに準ずる方でないこと
- ⑥その他、本会が会員として不適当と判断する方でないこと
- (2) 本会に入会後であっても、前項を満たしていなことが判明した場合には、除名とさせていただきます。

第4条(入会手続き)

- (1) 入会するには、当社所定の申し込み手続きを行ってください。
- (2) 入会の申し込みをした方については、本会にて入会審査を行います。入会の承認を得た 後、入会金・入会月会費・入会翌月会費の納入をもって入会とし、会員資格を得るものと します。

第5条(入会金・月会費)

- (1) 入会する際に、入会金・入会月会費・入会翌月会費を納入願います。入会金・月会費の金額及び支払い方法は、本会がこれを定めます。
- (2) 月会費は、当月の前月末日までに入金をお願いいたします。
- (3) 月会費は、当月1日から当月末までの月会費を、当月の13日に自動振替手続きを行いますが、引き落とし日に関しては会員のクレジットカードによって異なります。 (クレジットカードの明細には当月13日の日付にて記載されます)
- (4) クレジットカードの自動振替は、入会月の翌々月からとなります。

例〉2月1日入会の場合

- ・入会金、2月分会費、3月分会費→入会時に現金またはクレジットカードでお支払
- ・4月分会費より自動振替スタート (4月13日にクレジットカードにて自動振替) ※会員のクレジットカードによって引き落とし日は異なります。
- (5) 入会した月の月会費は、初回レッスン日(入会日)が、当月 16 日以降の場合は半額免除、 25 日以降は全額免除となります。
- (6) 毎月の請求書・領収書は発行いたしません。なお、会員資格を有する間は、休会しない限り、レッスン受講の有無にかかわらず、毎月の月会費を納入していただきます。
- (7) 一度納入された入会金・月会費は、理由を問わず一切払い戻しいたしません。
- (8)本会は、運営上必要と判断した場合、または経済情勢の変動等の事情により、諸会費の金額を変更することができ、変更する場合は館内掲示、ホームページへの掲載等により会員へお知らせするものとします。

第6条(予約、キャンセル)

- (1) 会員は、WEBまたは電話にてレッスンの予約をしていただきます。
- (2) 予約は、原則として、次回1回分の予約を可能とします。
- (3) 何らかの理由によりレッスンを遅刻または、キャンセルする際は、レッスン受講日前日までに連絡ください。

第7条 (時間割・インストラクター等の変更)

本会のレッスンスケジュール・時間割・レベル属性・インストラクターは、本会の判断にて変更することがあります。なお、気象条件・練習場の補修工事・スクールイベント開催・インストラクターの体調不良等により、当日になってレッスンを休止することがあります。

第8条(休会・退会および再開)

- (1) 本会の退会日は、月末締めとします。
- (2) 本会を休会又は退会される場合は、休会又は退会される月の前月末までに、本会所定の「休会・退会届」に必要事項をご記入の上フロントに提出してください。
- (3) 電話、メール等での受付はいたしかねます。
- (5) 退会届を提出していただいたのち、退会翌月より会費自動振替を中止いたします。なお、 入会金・退会月の当月までの月会費の返金はいたしません。
- (6) 所定の休・退会手続きがなされない場合、毎月自動的に月会費が引き落とされます。
- (7) 体会期間は、最長3ヶ月間とし、それまでに再開または退会手続きが行われない場合は自動的に再開すると判断させていただきます。また、体会が可能な期間は、10月1日を起算日とし翌年9月末日までの1年間で最長3ヶ月間と致します。1年間で4ヶ月以上の体会

はお受け出来かねますのでご了承下さい。

当アカデミーから引き落とし再開のご連絡はいたしておりませんのでご注意ください。 変更がある場合は当アカデミーまでご連絡をお願いいたします。

なお、再開時の入会金は免除となります。

第9条(資格の譲渡等の禁止)

会員は、会員資格を第三者に譲渡、貸与、又は名義変更することはできません。

第10条(入場禁止・退場)

本会は、会員が下記のいずれかに該当する場合、当該会員の練習場への入場禁止及び退場を命ずることができます。

- (1) 暴力団関係者その他反社会的組織関係者及び準ずる方
- (2) 刺青のある方
- (3) 酒気を帯びている方、禁止薬物を服用している疑いのある方
- (4) 健康状態を害しており、運動することが適切ではないと本会が 判断する方
- (5) 暴力、暴言等他の会員又は本会スタッフに迷惑をかけると本会が判断する方
- (6) 爆発物、銃砲刀剣類、悪臭・刺激臭等を発する物質などを保持している方
- (7) 公の秩序又は善良な風俗を害する行為を行った方
- (8) その他本規約に違反した方

第11条 (禁止事項)

レッスン中は、下記の事項を禁止します。

- (1) 他人への誹謗中傷行為
- (2) 他人に対する暴力行為または威嚇行為
- (3) 本会の設備または備品を故意に毀損する行為
- (4) 痴漢、盗撮、露出等公序良俗に反する行為
- (5) 許可なく勧誘やセールスをする行為
- (6) 他人に危害を及ぼすおそれのある行為
- (7) その他、他の会員や本会スタッフに迷惑を及ぼすおそれのある行為

第12条(資格喪失・除名)

- (1) 会員は会員の退会・除名・死亡により会員資格を失います。
- (2) 本会は、会員が月会費のお支払いを1ヶ月以上怠った場合(自動振替ができない場合を含む)、催告を行った上、当該催告に応じないときには、その会員を除名することができませ
- (3) 本会は、会員が本規約に違反した場合、又は本会の名誉を傷つけたもしくは秩序を乱す行 為を行った場合、その他会員として相応しくないと本会が判断した場合、その会員を除名 することができます。
- (4)本会は、会員が暴力団組員、暴力団関係者、その他反社会的勢力の構成員又はそれに関係する方であることが判明した場合、その会員を除名することができます。なお、本会は、本項による除名の理由について回答の義務を有せず除名に係る異議申し立てについては、一切これを受理しません。

第13条 (会員の事故)

レッスンを実施する施設及び敷地内において、会員又は第三者に生じた怪我、疾病、車両事故 等の人的・物的損害につきまして、本会及び当社は、本会又は当社に故意または重大な過失が ある場合を除き、一切責任を負いません。

第14条(損害賠償)

会員が、会員の責めに帰すべき事由により、本会(本会の設備や備品を含む)または第三者に 損害を与えた場合、会員はその損害を賠償する責任を負います。

第 15 条(盗難及び紛失、忘れ物)

- (1) レッスン中の盗難及び紛失については、本会は一切の責任を負わないこととします。
- (2) 忘れ物については、原則として3ヶ月間保管し、その間に持ち主からの連絡がない場合には、会員が所有権を放棄したものとみなし、処分いたします。

第16条(個人情報についてのお取り扱いについて)

本会にご提出いただいたお客様の個人情報は、別途定める当社のプライバシーポリシーに基づき、適切に取り扱うものとします。

第17条(規約の改定)

本規約は、本会が必要と認めた場合、予告なく改訂定することができ、改訂した規約の効力 は、全会員に適用されるものとします。

附則

2022年9月1日 改定

会員 ID:	パスワード: